

京都市告示第361号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成26年10月31日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
谷寛（たにかん）	京都市北区上賀茂菖蒲園町5番31

(都市計画局都市景観部景観政策課)